



英国のEU離脱協定と 北アイルランド議定書の履行について

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部欧州ロシアCIS課

2021年9月14日

本資料の第三者への提供はお断りします。
また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

北アイルランドとのモノの移動

- 北アイルランドは英国の関税規則に準拠する
- 他方、物品貿易においては北アイルランドのみEU規則を適用し、実質的にEUの単一市場に残留
- 北アイルランド企業は英国およびEU単一市場において、継続して自由な取引が可能に

項目	内容
北アイルランド →グレートブリテン島	・ 既存の手続きを踏襲。※在北アイルランド企業のみ（GBに本社を置き、NIで事業を展開する企業も含む） →輸入申告や通関検査、新たな規制・適合検査等は不要（注）。 ・ 【英国規則に従って製造された商品】→UKCAマークの貼付が必要。 ・ 【EU規則に従って製造された特定の商品】引き続きCEマークを使用。 ※英国の第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、UK（NI）マークを使用。
グレートブリテン島 →北アイルランド	・ 英国の関税規則を採用するも、物品貿易においては、北アイルランドは実質EU単一市場に残留。 ・ 輸入申告および搬入略式申告、EORI番号が必要に。 ・ 北アイルランドはVATおよび物品税制度は、英国の制度が適用。 ・ トレーダーサポートサービス（TSS）が開始。※輸入申告等を代行する無料サービス。 ・ 共通トランジット手続き協定に基づくモノの移動が可能（税関手続きは最終目的地で実施）。 ・ 衛生植物検疫（SPS）措置の導入。 →指定地点からの持ち込み、および事前通知、輸出衛生証明書（EHC）、植物検疫証明書などが必要。 ・ 工業製品に関しては、上市に関連するEUのすべてのルールに準拠。 →製品がEU規則の基準に適合していると承認されている場合、継続して製造が可能。 また、北アイルランド企業は、EUおよび英国の双方での製品の上市が可能。 ・ EU規制下で輸入事業者、販売事業者、認定代理人が必要な製品の場合、これらの主体（事業者）は北アイルランド、EEAのいずれかに所在する必要。製品には輸入者または認定代理人の連絡先等を表示。 ・ 北アイルランド市場ではUKCAマークのみの使用は不可→CEマーク、もしくはUK（NI）マークの使用が必要。 ・ 年間1トン以上の化学品を北アイルランドに輸出する企業は、北アイルランドまたはEUの輸入者がEU REACHに登録しているか、北アイルランドまたはEUで唯一の代理人を指名する必要。
北アイルランド⇔EU	・ 既存の手続きを踏襲→税関チェックや関税、割り当て、原産地規則のチェック等も不要。 ・ 引き続きCEマークを使用
北アイルランド⇔第三国	・ 英国が交わしたFTA締結内容に準ずる。※EUに輸出される恐れがあり、EUと英国で関税率が異なる場合を除く。 ・ 北アイルランドでは、XI EORI番号の取得が必要に（取得には既にGB EORI番号を保持していることが必要）

（注）英・EU合同委員会による双方の合意が必要
（出所）英国政府

北アイルランドにおける「モノの移動」

- 英国政府は北アイルランドからグレートブリテンへのモノの移動における輸出申告等の手続きに関するガイダンスを発表。
- 北アイルランド事業者に対しグレートブリテンへの自由なアクセス（Unfettered Access）を認める物品（北アイルランド適格製品）を規定。輸出入申告等の手続や関税の支払いなどが不要に。
- 「自由なアクセス」に関しては2段階でガイダンスを発表。
2021年後半に第2段階としてより長期的な制度を導入する予定。

北アイルランド適格製品（Qualifying Northern Ireland Goods）

- 移行期間終了後、北アイルランドで自由に流通している製品
- 北アイルランドで加工される製品のうち、すべての部品が英国で流通している製品

輸出申告が必要となる場合

- 北アイルランドで特別な税関手続きの下にある製品
- 認可された一時保管倉庫にある製品
- 制限リストに掲載されている製品（絶滅危惧種や遺伝子組み換え作物など）

※EUから北アイルランドを経由してグレートブリテンに移送される製品については、EU輸出国での輸出要件を遵守する必要。

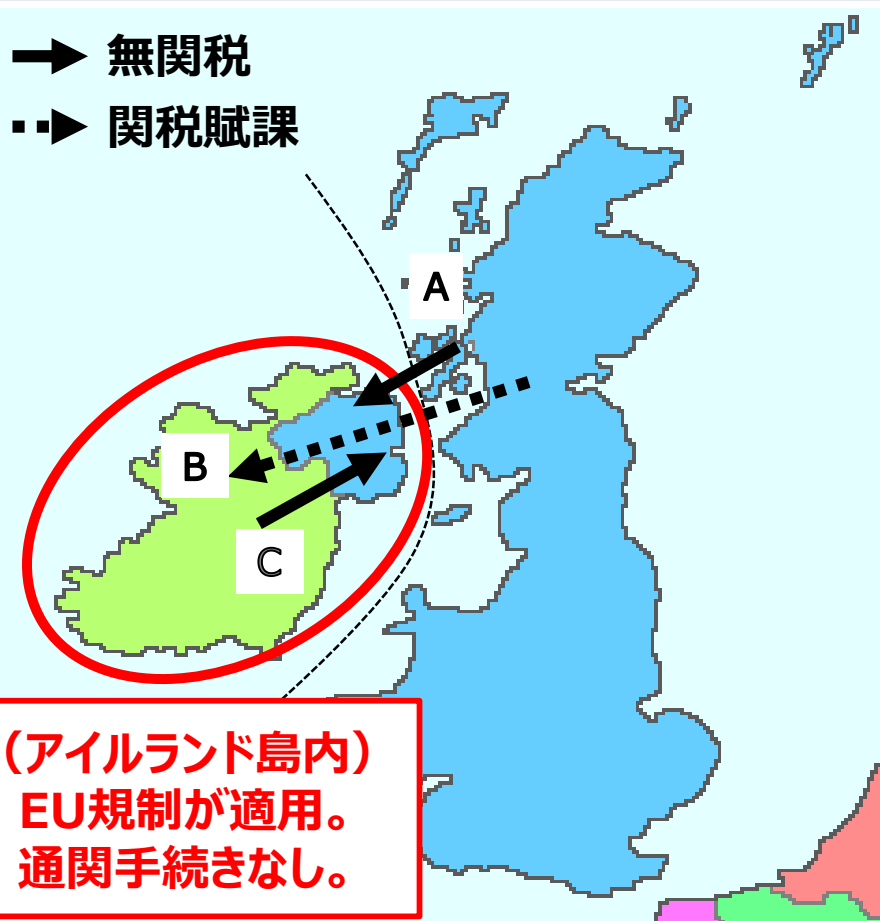
※3,000ユーロ以下の製品は、EUの輸出国での申告か英国歳入関税庁での申告が選択が可能。

英国・北アイルランド・EU間の関税適用

- EUと英国は別の関税領域。北アイルランドは英国の関税領域。
- 北アイルランドにはEU規制を適用。
- 通関手続きは北アイルランド、グレート・ブリテン島間で英当局が実施。
アイルランド、北アイルランド間で通関手続きは発生しない。
- 北アイルランド議会の支持が続く限り恒久的に適用。

→ 無関税

→ 関税賦課



(アイルランド島内)
EU規制が適用。
通関手続きなし。

例

英国→北アイルランド

A (EUに輸送されるリスクがない場合)

→ **無関税**

B (EUに輸送されるリスクがある場合)

→ **EU関税賦課**

EU→北アイルランド

C **無関税**

英国・北アイルランド・EUの関税賦課基準

- 英国政府は、EU域内に輸送される「リスクなし（not at risk）」と認定される基準につきガイダンスを発表。
- 「商業的加工」のために北アイルランドに移送される場合は原則「リスクあり」。例外は以下の通り。
- 英国トレーダー・スキーム（UKTS）での申請が必要

北アイルランド経由で、EUに移送される「リスクなし」とみなされる基準

グレートブリテン島→北アイルランド

- EUの関税がゼロの物品
- 「英国トレーダー・スキーム」で認可された輸入業者によって、英国の最終消費者に販売・使用されることを目的として移送され、かつ、EUの貿易救済措置の対象とならない物品

EU、英国以外の第3国→北アイルランド

- 英国の関税額がEUの関税額以上となる物品
- UKTSで認可された事業者によって、北アイルランドの最終消費者に販売、使用されることを目的として移送された物品（ただし英国とEUの関税に3%以上差がある場合は不可）

商業的加工のために北アイルランドに移送される物品で「リスクなし」とされる基準

- 直近会計年度の売上高が50万ポンド未満
- 英国内の最終消費者への販売を目的とした食品
- 北アイルランドの輸入業者が行う、建設、医療・福祉の直接提供、非営利活動
- 輸入業者による北アイルランド所在の施設で最終消費される飼料の加工

以上の場合にはUKTSを通じて「リスクなし」と宣言することが可能

北アイルランドへの食品移送手続き緩和措置

- グレートブリテン島から北アイルランドへの食品移送につき緩和措置を導入
- 混合食品、植物および植物製品、非動物性由来の高リスク食品及び飼料などが対象
- フロスト英国務相は9月6日、緩和措置の継続を発表。欧州委もこの時点で法的措置をとる考えはなし。

概要

- スーパーマーケットや信頼あるサプライヤーなどの認定事業者の場合、各種証明書の提出を免除
- 特定の肉製品についても引き続き北アイルランドへの移送が可能

条件

- 最終消費者向けに梱包（こんぽう）され、当該商品が北アイルランドの外で販売されないことを明確にしたラベルが付されていること。
- 北アイルランド内のスーパーマーケットの最終消費者に対してのみ販売されること。それ以外の食料供給チェーンの事業者には販売してはならない。
- EU規制の輸入要件をすべて満たしていることを示す公的証明書を添付すること。
- 所定のEU規則で定められた北アイルランドの国境管理施設（Border Control Post）を通すこと。また、当該国境管理施設からスーパーマーケットまでの流通について、所定の手続きに則すること。

北アイルランド議定書の実施状況に関する評価

- 英国政府は6月9日、議定書の実施状況の評価を含む声明を発表。

実質的な進捗が見られない分野

- 衛生植物検疫および獣医的措置（英国は、同国およびEU双方の高い基準を踏まえ、基準に変更が発生した場合にも対応できる仕組みを提案）
- 北アイルランドで使用、消費される農産食品の移送を行う信頼ある事業者の負担をさらに軽減する措置
- 生鮮挽き肉や種イモのような衛生植物検疫対象製品の北アイルランドへの輸入禁止措置
- グレートブリテン島から北アイルランドへのペット動物の移動
- 鉄鋼製品など北アイルランドへ輸入される商品への関税割当（TRQ）の適用
- UKトレーダースキーム（UKTS）の判断基準と、EUに移送される「リスクのない商品」の概念と適用
- グレートブリテン島から北アイルランドに小包で送付される商品の移動

進捗が見られないものの、EUより更なる提案が見込まれる分野

- 北アイルランドへの医薬品の供給
- EUに輸出される高リスク植物が北アイルランドに入る際の承認手続き
- グレートブリテン島と北アイルランドの間での生きた動物の移動

進捗の見られる分野

- グレートブリテン島から北アイルランドへの補助犬の移動
- 英国の通関に関するITシステムやデータベースへのEUからのアクセス
- 北アイルランドで貿易を行う事業者に対する「XI」EORI番号の付与手続きの明確化と改善
- 北アイルランド事業者によるグレートブリテン島からの中古車輸送時の、VATマージン制度利用基準の設定
- 英国の衛生証明書発行サービスEHCオンライン（EHCO）およびEUの貿易管理専門システム（TRACES）の間での技術インターフェースの実装
- 北アイルランドにおける欧州域内の輸出・トランジットシステムの適用

英国政府が提案する北アイルランド議定書の変更点

- 英国政府は7月21日、議定書の現状の問題点を示し、その変更に関する交渉意向を示した議会提出文書を公表。

英国内の物品の移送

- グレートブリテン島（GB）からアイルランド向けの物品に対して完全な通関手続きを適用、北アイルランド（NI）向けの物品については通関手続きを不適用。仕向地については英国の事業者が宣言する。通関手続きは英国が実施。
- GBからアイルランドに移送する物品へのEU規則に基づく衛生植物検疫要件の適用、NIで消費される見込みの物品に対する証明書や検査の免除。アイルランド向け物品に対する衛生植物検疫は英国が実施。
- 生きた動物の（英国内も含む）移送に関する衛生植物検疫手続きの継続と、ペットの英国内の自由な移動。
- アイルランド島内で制度上の歪みを生じさせず、英国内市場で二重課税などを発生させないことに留意しつつ、NIにおける柔軟な付加価値税および物品税制度を検討。
- GBからアイルランド島への物品移送に関して、ITシステム内へのアクセスによる相互のデータ共有と法制度実施上の連携に加え、衛生植物検疫物品については、サプライチェーンの見える化、適切なラベル表示、遵守状況確認のための市場監視の強化などを実施。
- NIからGBへの物品移送における情報提供手続き廃止（絶滅危惧種の移動などの例外あり）。

北アイルランド内での物品流通

- 製造品、衛生植物検疫物品いずれについても、NI内で流通する際の基準は、EUあるいは英国いずれかのものを満たせばよいとする二重制度の導入。
- 市場監視の強化、製品ラベル規制の明確化、相互のデータ共有などによるリスク管理を行いつつ、議定書の対象から全ての医薬品を除外。
- NIへの一定規模の直接的な補助金に対する照会権限の強化や協議手続きの検討

ガバナンス

- 議定書のガバナンスと紛争の対処について、他の国際協定と同様、国際仲裁の手続きにより実施。
- 英EUの関係を安定させる継続的な「新たなバランス」が達成された場合でも、NIにEU規則を適用する際に、NIにおける影響を考慮し、NI内のステークホルダーに対しより大きな役割を付与。
- NIに影響を与える規則が英国外で策定される場合の、合意に基づく策定手続きの継続。

（出所）英国政府

ご参考情報

ジェトロの情報発信WEBのご紹介

- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>
(英国のEU離脱に関する情報のページ)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/>
(英国情報のページ)
- <http://www.jetro.go.jp/biznews/>
(世界のビジネスニュース：ビジネス短信)
- <http://www.jetro.go.jp/world/>
(ジェトロ国・地域別情報)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html>
(メルマガ：ユーロトレンド配信登録) (無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします。

ジェトロ 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

＜免責条項＞

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。
ジェトロではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

(参考) 離脱協定概要①

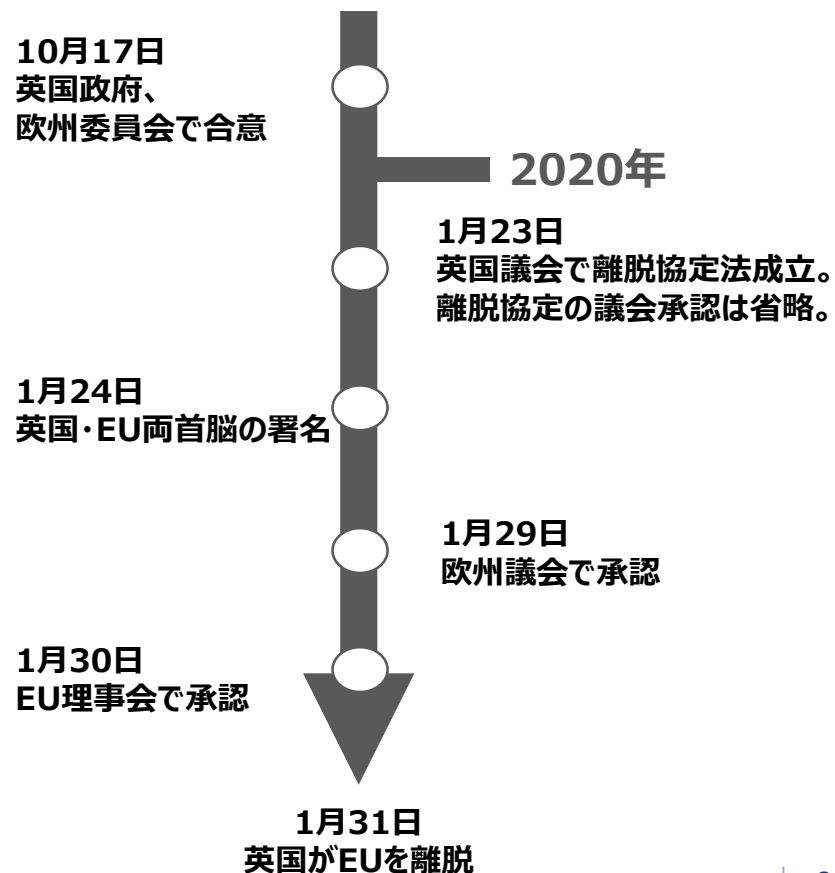
- 英国がEUから離脱する際に関係を規定。
- 秩序あるEU離脱を保証し、EU法が英国に適用されなくなった場合の法的確実性を確保するもの。

構成

離脱協定内容	
第1編	共通規定
第2編	市民の権利
第3編	離脱規定
第4編	移行期間
第5編	財政規定
第6編	機関的・最終規定
付随書（プロトコル） ・アイルランド/北アイルランド ・キプロス英国主権基地領域 ・ジブラルタル	

（出所）欧州理事会、英国政府

離脱協定発効までのスケジュール



(参考) 離脱協定概要②

市民の権利

- ・移行期間終了までに合法的に英国に居住するEU市民、EUに居住する英国市民はその後も滞在可。
- ・**5年間居住すると、永住権。家族も同様に保護。**
- ・英国では、EU市民は新たな居住ステータスを取得する必要。
EU加盟国は、英国市民に居住ステータスの取得を求めるかの選択が可能。
同ステータス申請手続きは簡素で、無料もしくは同様の申請手続きの手数料を上回らない。
- ・**EU市民が英国で、英国市民がEUで移行期間終了までに承認された専門資格は、移行期間後も承認。**
- ・英国居住のEU市民は移行期間終了後も、離脱協定の下、条件を満たせば、これまで同様の労働、学習、社会保障アクセスの権利を有する。

移行期間

- ・移行期間は2020年12月末まで。
一度のみ最大1年もしくは2年の延長が可能（英国・EU間で2020年6月末までに合意・決定することが条件）。
- ・英国は複数のEU機構・機関の会合に参加可能。
- ・英国は移行期間中、第3国との協定の交渉、署名、批准が可能。
EUの承認がない限り、協定の発効もしくは暫定適用は移行期間終了後。
- ・移行期間中は、水域へのアクセス、漁獲割当は2020年まで現行通り。
英国は独立海洋国家として2020年以降、毎年翌年の漁業協定について交渉。

財政規定

- ・英国がEUに支払う清算金は、350億～390億ポンドと試算。確定金額は、今後の状況変化に左右。
- ・**英国は2019年及び2020年はこれまで通り拠出金を支払い、割戻金を受領。**

(参考) 離脱協定の運用に関する決定

- 英EUの合同委員会は12月8日、離脱協定の履行のための措置につき原則合意。
- 12月17日に措置を正式に採択。
- シェフチョビチ副委員長は、北アイルランドにおけるEUの関与の枠組みに関する合意と英国の「税制法」案に国内市場法と同様の規定を設けないことを約束した点を強調。

協定の履行に関する4つの決定事項 (@12月8日)

- 北アイルランドで英国当局が議定書に基づく検査・管理を行う際の**EUの関与**
→英国はEUに対し、施設やITシステムやデータベースへのアクセスなどを提供。
- グレートブリテンを含むEU域外から北アイルランドへ輸送される物品が、EU域内に移送される**「リスクなし (not at risk)」とする基準**
- 農業補助金と漁業補助金につき、EU国家補助ルール適用からの除外
- 紛争解決メカニズムの仲裁パネルの議長リスト
- 議定書の付属書の訂正

(出所) 欧州委員会

(参考) 離脱協定 アイルランド/北アイルランド議定書

- 離脱協定の議定書で、アイルランド/北アイルランドに関する取り決めについて規定
- 2018年11月25日の合意案は英国議会で受け入れられず、2019年10月17日の修正案で合意

適用条件・期間

- 移行期間終了後、直ちに自動的に適用。
- 北アイルランド議会の支持が続く限り、恒久的に適用（新たな方策に置き換えることも可能）。

関税

- EUと英国は別の関税領域。北アイルランドは英国の関税領域に残留。
- 南北アイルランド間の通関手続きを回避するため、北アイルランドはEU関税法典（UCC）に従う。
- 通関手続きは北アイルランド・グレートブリテン島間で、英当局が実施。免除対象品目は英EUから成る合同委員会が決定。

規制

- 工業製品、農産食品等については、北アイルランドのみEU規制を適用。
- 北アイルランドからグレートブリテン島への物品の移動は規制されない。
- 英EU双方は両地域間の円滑な物品移動に最大限努力（検査の最小化・効率化等）。

VAT・ 物品税

- 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。
- 徴収を含め、運用は英当局が行う。徴収した同税はEUに送金しない。
- 代替手段として北アイルランドの同税をアイルランドで適用されるものに合わせ免税・減税することも可。

公正な競争条件 (LPPF)

- 北アイルランドの農産品等、同地域とEUの通商に関連する政府補助金は、EU規制に整合。
(環境、労働、競争法等に関する規制はEU規制との整合性を問わない)

北アイルランドの同意

- 移行期間終了から4年の当初期間とその後の継続期間が終了する前の2カ月以内に、北アイルランドに民主的同意の機会を提供。
- 議会が適用継続を支持しなければ、適用期間終了から2年後に解除。
この期間中に合同委員会がハードボーダー回避の代替策を提案。
- 議会支持の条件は3パターン。
 - ①全体の過半数、②全体の過半数且つ英国派・アイルランド派両派の過半数、
 - ③全体の60%以上且つ各派で40%以上が賛成の「加重過半数」が条件。
- 移行期間終了後の適用期間は4年間。以降は、上記①の場合は4年間、②、③の場合は8年間。

(参考) 「英国国内市場法」の成立

- 英EUの合同委員会が12月8日、離脱協定の履行の措置につき原則合意した際の共同声明で、国内市場法案から**違反条項を削除**することも発表。
- 12月17日に国内市場法は成立。
- 英国内における地域間の障壁の導入を防ぎ、英国の企業、雇用、生活を保護。

国内市場法の概要

2つの原則

■ 相互認証

英国を構成する4地域（イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）における規制はその他の地域でも認められる。

■ 無差別

所在地域を問わず、英国で取引を行う企業に対し不合理で差別的な規制を適用しない。

その他

■ 国内市場局が英国の国内市場をモニター。

同局は英国政府（イングランド）とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの3つの自治政府に対して独立した技術的な提言を行う。2021年後半から活動を開始する予定。